

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金の事務手続きについて

1. 交付申請件実績報告書の提出(令和9年1月15日までを予定)

○交付申請件実績報告書の提出は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

○必要書類

- (1)補助金交付申請書兼実績報告書
- (2)事業実績報告書兼決算書
- (3)特別高圧に係る契約書の写し(補助対象期間を含むもの)(特別高圧受電商業施設等入居者の場合は、特別高圧を受電していることが確認できる書類でも可)
- (4)中小企業法第2条1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合に該当することが確認できる資料
- (5)特別高圧も使用実績(kWh)が確認できる請求書等
- (6)支払いの確認できる領収書等
- (7)口座振込依頼書

2. 交付決定及び交付額の確定(交付申請から原則20日以内)

○交付申請書兼実績報告書を審査し、補助金額の確定及び支払額を通知します。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 補助金の支払

○実績報告に基づいて補助金の交付額を確定した後、口座振込依頼書による口座に精算払いを行います。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助金の支払いが完了した日

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・企業支援課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7249 kigyoushien@pref.tottori.jp